

優良基準適合性の認定の申請に係る添付書類について

○認定を受けようとする産業廃棄物処理業等の許可の更新申請時に、以下の書類を添付してください。

| 項目 | 提出書類 | 注意事項 |
|--|---|--|
| 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面 | 誓約書 | |
| 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類 | 次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット上で情報を公表・更新している旨の証明書又は該当部分をプリントアウトしたもの ・申請者自らが開設したホームページ上で情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの | 認定の申請の日前6カ月分が必要になります。 |
| 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類 | ISO14001又はエコアクション21若しくはこれと相互認証されている認定制度(北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)等)の認定書の写し | |
| 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類 | 次のいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ・情報処理センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面の写し ・情報処理センターが管理するJINET(電子マニフェストシステム)の加入者情報検索で該当する部分をプリントアウトしたもの | |
| 財務体質の健全性に係る基準のうち、法人税等の納付に係る部分に適合することを証する書類 | 以下の税目、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類 <ul style="list-style-type: none"> ・法人税、消費税及び地方消費税 税務署が発行する納税証明書(法人の場合は様式「その3の3」、個人の場合は様式「その3の2」) 又はその写し ・道民税、事業税及び不動産取得税 北海道内の総合振興局、振興局又は道税事務所が発行する納税証明書又はその写し ・市町村民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税 札幌市が発行する納税証明書又はその写し ・社会保険料 年金事務局が発行する納税証明書又はその写し ・労働保険料 地方労働局が発行する納税証明書又はその写し | 社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類は、札幌市内にある産業廃棄物処理業等に係る事業所に係るものが納付確認の対象となります。 各種証明書の発行については、所管する窓口にご確認ください。 |